## 第13号議案

中間市新型インフルエンザ等対策本部条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、中間市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(組織)
- 第2条 対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。
- 2 対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事 する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。 (会議)
- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に 出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。 (部)
- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌握する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。